

指定管理者募集にかかる

質問・回答票

施設名 山中温泉ぬくもり診療所

担当課 長寿課

NO	質問	回答
	7月 7日	7月10日
1	<p>【仕様書3ページ 4. 法令の遵守について】</p> <p>1. 診療所の管理にあたって遵守すべき法令、条例、規則の表示がありますが、ここに公募対象に適用される（14）山中温泉ぬくもり診療所施行規則（平成27年12月28日規則第53条）の表示がありません。これはなぜですか。</p> <p>2. 1の規則には、「温泉を活用した市民の健康保持に資する事業」と「内科」「小児科」の設置が規定されていますが、これらは改正されたのでしょうか。</p> <p>3. 仕様書には、温泉の活用も小児科の表示もありません。今回の公募にあたって、これらの矛盾点に対する説明がありません。温泉の活用項目は、仕様書に追加するのでしょうか。規則は無視すればよいものではないと思います。仕様書との矛盾点はどのように解消するのでしょうか。温泉と小児科の扱いについて説明をお願いいたします。</p>	<p>山中温泉ぬくもり診療所条例施行規則については、仕様書の内容に合わせて改正予定です（令和3年4月1日施行）。</p> <p>今回の公募は募集要項及び仕様書の内容により応募してください。</p>

	7月 8日	7月15日
2	<p>【温泉プールについて】 温泉プールの利用人数および稼働日数はどれだけか？</p>	<p>令和元年度実績 延利用人数 3,103人 内訳 プール療法（リハビリテーション） 1,192人（稼働日数289日） 集団水中療法（自由診療） 1,185人（稼働日数223日） 児童発達支援・放課後等デイサービスでの利用 726人（稼働日数238日）</p>
	7月 8日	7月15日
3	<p>【温泉プールについて】 温泉プールの集団水中運動の参加人数および料金は？</p>	<p>参加人数についてはNO.2を参照。 料金は1回あたり1,100円（消費税込み）。</p>
	7月 8日	7月15日
4	<p>【児童発達支援センターについて】 ①児童発達②放課後デイサービス③保育所等訪問支援とあるがすべてを実施しなければならないのか？ それぞれ何名の利用があるのか？ また、収入支出の開示はないのか？</p>	<p>児童発達支援センターについては自主事業であり今回の診療所指定管理者の公募において必須ではありません。選定にあたっては「魅力的な提案（アイデア）や自主事業などが存在するか」について審査することとしております（募集要項5(2)③）。実施については応募者において判断してください。 利用延人数（令和元年度）は次の通りです（稼働日数238日）。 ①児童発達支援 754人 ②放課後等デイサービス 1,806人 ③保育所等訪問支援 3人 収入支出については、指定管理事業と自主事業に按分した収支状況は別紙1の通りです（児童発達支援センターのみの収支が分かる資料はありません。）。</p>

5	7月 8日	7月15日
	<p>【地域との連携等で予防等の講師派遣について】</p> <p>①健康教室、生活習慣病予防、介護予防等の講師派遣②地域ボランティアの受入れ とあるが具体的な内容と頻度は？有償無償の別は？</p>	<p>①については、地区会館等を会場に理学療法士、看護師による健康推進の出前講座を行っている。令和元年度は8回実施。料金は無償。</p> <p>②については、日常の診療案内、集団プールの指導、草刈り作業等に、個人その他、団体などからボランティアとしておよそ300人（1年間・延数）の参加をいただいています。</p>
6	7月 8日	7月15日
	<p>【様式第6号-1】</p> <p>※現行の利用料金で作成してください。と記載してあるが現行の利用料金と何か？</p>	<p>募集要項の「6. 利用料金に関する事項」の「利用料金」として記載してください。</p>
7	7月 8日	7月15日
	<p>【様式第6号-2】</p> <p>管理費の電気料金、ガス料金、上水道料金、下水道負担金の事業毎（診療所、児童デイ、プール等）の実績は？</p>	<p>管理費の実績については別紙1を参照してください。別紙1の水道光熱費（7,145千円）の内訳は、電気料金4,269千円、ガス料金1,925千円、上下水道951千円です。下水道負担金はありません。</p>
8	7月 8日	7月15日
	<p>【浴場について】</p> <p>浴場の1日の利用人数および料金は？</p>	<p>浴場の利用者はプール利用者のうち一部。1日10人程度が利用している。料金は無償（各事業の利用料に含まれる）。</p>

	7月10日	7月17日
9	<p>【仕様書1ページ 1. 基本的事項 (2) ③施設の規模について】</p> <p>1. 旧病院敷地は、普通財産ですか行政財産ですか。普通財産があるのであれば、その範囲を概略図で結構です。別図に表示してください。</p> <p>2. 「ア敷地範囲」は別図に表示はありますが、面積表示がありません。診療所の敷地面積はどれだけですか。別図では接道していませんが、この図では違法建築の恐れがあります。草刈り、除雪の範囲も明確ではありません。別図の敷地範囲外は誰が管理するのでしょうか。</p> <p>3. 上記1. 2に関連して、診療所が管理すべき附属の建物はありますか。車庫、職員宿舎は現在使われています。</p> <p>4. 街灯の電気料は、どこまで負担が必要ですか。公募であれば、これらの課題を明記すべきと思います。よろしく願いたいします。</p> <p>5. 西桂木町の温泉中継ポンプ場の管理（主体）の問題もあります。</p>	<p>旧山中温泉医療センターの土地及び建物については、加賀市病院事業の普通財産です。山中温泉ぬくもり診療所については、病院事業から市が使用貸借により借り受け、診療所として使用しています。その範囲は別紙2及び温泉送湯ポンプ室（山中温泉西桂木町ト10番地1）です。</p> <p>仕様書の別図に示した敷地面積の範囲では敷地内通路の管理などが不明確でありますので、<u>別紙2の範囲を診療所の範囲とさせていただきます</u>が、測量していないため正確な面積は不明です。図面により判断ください。また、草刈り及び除雪の範囲についても別紙2の範囲を基本といたしますが、実際の範囲については優先交渉権者との協議事項とさせていただきます。</p> <p>車庫（位置は別紙2参照）については診療所の一部として使用可能です。使用については優先交渉権者との協議事項とさせていただきます。診療所の範囲外の土地又は建物の使用については優先交渉権者と加賀市病院事業の協議が必要となります。</p> <p>街灯については、別紙2の街灯が診療所の電気設備に含まれます。診療所の範囲外にある街灯についても診療所の一部となります。</p> <p>山中温泉西桂木町の温泉送湯ポンプについては温泉を活用する場合はNO.10のと通りの負担となります。</p>

	7月10日	7月17日
10	<p>【温泉の取扱について】</p> <p>1. 今回いただいた回答票では、温泉の扱いは全く不明です。仕様書の内容に合わせて、診療所施行規則を改正する予定ならば、その改正概要をお知らせください。</p> <p>小児科を削除することはわかりましたが、温泉の項目はいかがになりますか。</p> <p>2. 温泉の活用については、募集要項で協力すべきと規定している「生涯活躍のまち」構想・基本計画にも謳われており、重要な課題と思いますが、仕様書に表示はありません。</p> <p>3. 温泉活用の経費負担は、どこまで必要でしょうか。加賀市の負担はありますか。</p>	<p>山中温泉ぬくもり診療所条例施行規則について、現時点で予定している改正内容は、第2条(2)「温泉を活用した市民の健康保持に資する事業」及び第3条(2)「小児科」の削除です。</p> <p>したがって、今回の診療所指定管理者の公募において温泉の活用は必須としておりません。選定にあたっては「魅力的な提案（アイデア）や自主事業などが存在するか」（募集要項5(2)③）及び「加賀市版『生涯活躍のまち』構想及び基本計画の推進に協力的であるか」（同5(5)②）について審査することとしております。温泉の活用については応募者において判断してください。</p> <p>温泉を活用する場合に市が負担する経費は、①温泉使用料（加賀山中温泉財産区温泉条例にいう温泉使用料）、②電力等使用料（加賀山中温泉財産区温泉条例にいう電力等使用料）、③温泉送湯ポンプ電気料（山中温泉西桂木町にある中継ポンプの電気料）となります。上記以外の管理（ボイラー・タンク等の法定点検、衛生管理・日常の点検など）については原則指定管理者の負担となりますが、市との協議により予算の範囲内で市の負担とする場合があります。なお、修繕については仕様書6(2)②アのとおりです。</p>

	7月 8日	7月20日										
11	<p>【温泉プールについて】 温泉プールの保守管理（水質、清掃等）の内容および費用はいくらか？</p>	<p>温泉の活用について市の負担は NO.10 のとおりです。 令和元年度の実績としてかかった費用（指定管理者負担分）は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>消毒薬剤等の消耗品</td> <td>65 千円</td> </tr> <tr> <td>タンク等点検</td> <td>133 千円</td> </tr> <tr> <td>配湯管洗浄消毒・レジオネラ検査</td> <td>85 千円</td> </tr> <tr> <td>ボイラー点検修理</td> <td>80 千円</td> </tr> <tr> <td>その他修繕費</td> <td>180 千円</td> </tr> </table> <p>清掃費は原則職員が行っており給与費に含まれます。このほか水道料、燃料費、電気料は水道光熱費に含まれます。</p>	消毒薬剤等の消耗品	65 千円	タンク等点検	133 千円	配湯管洗浄消毒・レジオネラ検査	85 千円	ボイラー点検修理	80 千円	その他修繕費	180 千円
消毒薬剤等の消耗品	65 千円											
タンク等点検	133 千円											
配湯管洗浄消毒・レジオネラ検査	85 千円											
ボイラー点検修理	80 千円											
その他修繕費	180 千円											
	7月16日	7月20日										
12	<p>【指定管理者指定申請書類の提出方法 ページ1 2 指定申請書提出時の留意点について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出は正本（1部）、副本（9部）ごとに製本しての提出とありますが、コピーがどこまで可能か伺います。 2. 「法人の場合の登記事項証明書（登記簿謄本）や納税証明書については、正本に添付するもののみ原本とし、副本に添付するものはコピーで結構です。」とありますが、そのほかの書類のコピーについては触れていません。 3. 副本9部の作成にあたり、押印が必要な書類は正本同様の押印（原本）が必要なのでしょうか？ 正本のコピーは不可なのでしょうか。 	<p>副本はすべてコピーで構いません。 押印が必要な書類については押印したものを正本に綴ってください。副本については押印した書類のコピーを綴ってください。</p>										

	7月18日	7月21日
13	<p>【質問・回答票 NO.10 仕様書 3ページ 4 法令の遵守について 温泉の取扱について】</p> <p>温泉に関する回答を拝見いたしました。</p> <p>1. 市としての判断は、規則より仕様書が優先するとのお答えですが、法治国家なら規則に沿った仕様書とすべきではありませんか？先に規則の改正があるべきと考えますが、見解を伺いたいです。</p> <p>2. 温泉に関する質問は、1回目の回答では全く答えておらず、2回目の回答でも、なぜ温泉活用を必須としないのかの答えがありません。「生涯活躍のまち」構想では、この地での温泉活用を謳っており、市長公約であったかと思えます。加賀山中温泉財産区温泉条例では診療所は共同浴場に次ぐ配湯先であり、現在も診療所(プール)へ配湯されており、診療所の規則にも定められている温泉です。このような条件下にありながら、仕様書や規則の改正案で何故その活用という条件を削るのか、市民の皆さんにも分かるように説明をお願いします。</p>	<p>山中温泉ぬくもり診療所条例施行規則については次期指定管理期間の開始日である令和3年4月1日施行として改正を予定しており問題ないと考えております。</p> <p>今回の公募にあたり、応募の機会を広く提供する観点から、内科を基本とした診療所として募集しております。この観点から温泉の活用についても必須としておりません。温泉の活用についてはNO.10で回答したとおり応募者の提案について審査する項目を設けるとともに、市が費用を負担する部分についてもお示したところです。応募者において可能であれば活用いただきたいと考えております。</p> <p>なお、加賀山中温泉財産区温泉条例では、山中温泉ぬくもり診療所は「供給することができる。」とされている施設であり、供給しなければならないものではないことを申し添えます。</p>

	7月18日	7月21日
14	<p>【質問・回答票 NO.9 仕様書 1 ページ 1 基本的事項(2)③施設の規模について】</p> <p>診療所の基本的な問題です。</p> <p>1. 山中温泉ぬくもり診療所は、加賀市の行政財産では無いとの解釈に間違いございませんか？</p> <p>2. 附属の建物として車庫及び宿舎があり、現に使用し入居者もいます。また、今回、診療所の区域外とされる車庫前駐車場の街灯も診療所の負担であり、診療所開設後の診療所改修工事で整備されたものです。これらが管理区域に含まれないのはなぜですか。宿舎とともに現在使用している状態は違法なのですか？</p> <p>3. 改めて伺います。診療所の敷地面積はどれだけですか？石川県知事から診療所の開設許可を受けた面積はどれだけですか。その範囲は如何ですか。</p>	<p>財産の種別としては NO.9 で回答したとおり加賀市病院事業の普通財産です。加賀市病院事業から市が使用貸借していません。</p> <p>指定管理の範囲については、NO.9 で回答したとおりですが、旧山中温泉医療センターの土地すべてを指定管理者が管理することは診療所の規模に比して過大であるため土地・建物を所有している加賀市病院事業と管理する範囲を区分けしているものです。範囲を限定する中で区域外となっている街灯についても診療所設備の一部として負担をいただきたいと考えております。</p> <p>看護師宿舎（位置は別紙2参照）の使用については平成28年4月の指定管理開始に向けた協議の中で使用することについて協議が整ったものですので問題はありませぬ。今回の公募においても優先交渉権者の使用希望があれば協議対象となると考えております。ただし、NO.9 の回答のとおり診療所の範囲外の建物ですので加賀市病院事業との協議となります。</p> <p>診療所開設許可申請の敷地面積としては、45,985.67㎡として石川県知事に申請し開設許可を得ています。これは診療所の設置根拠である山中温泉ぬくもり診療所条例において、診療所の設置位置となっている「加賀市山中温泉上野町ル15番地1」の面積です。指定管理の範囲については上記の理由によりこの面積の一部の管理をしていただくものです。</p>

	7月18日	7月21日
15	<p>【募集要項 ページ1 公募について 指定管理者の公募について】</p> <p>1. 今回の山中温泉ぬくもり診療所の指定管理者選定については、公募ということで「市として公平な機会を与える意味で、まずスタートは一斉に公募という形で行うしかない。」と説明されましたが、疑問の多いその手続きについて伺います。</p> <p>2. 現在山中温泉ぬくもり診療所の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会には、次年度の指定管理者決定は公募とする、募集要項は加賀市のホームページに載せてある旨の連絡をいただきました。</p> <p>しかし、広報かが7月号（6月末発行）を見ると指定管理者募集で1ページを割き、いきいきランド加賀以下6施設の募集記事はありますが、7月21日締め切りの山中温泉ぬくもり診療所の募集だけは載っていません。</p> <p>市民に周知するということと公平な機会を与えるとのことであれば、診療所公募を特別扱いせず広報に載せるべきであり、他の施設同様に情報提供すべきと思いますが、見解を伺います。</p>	<p>公募実施の広報については、加賀市ホームページへの掲載を中心に行っております。広報かが7月号への掲載については、7月1日頃の発行時期には現地説明会の参加申込の締め切り（6月25日）を過ぎていることから掲載を見送っております。また6月号の発行時期には公募による選定は決定されておらず掲載はできない状況でした。</p> <p>関係者への周知等については、6月11日に開催した加賀市地域医療審議会において公募により選定することについて審議をいただき、6月16日に開催された加賀市議会教育民生委員会において公募の実施を報告しております。この際、それぞれの内容についての新聞記事として掲載されるとともに、加賀ケーブルテレビでも取り上げていただいております。教育民生委員会についてはインターネットライブ中継でも視聴可能です。診療所の指定管理者の公募の広報は十分にされているものと考えております。</p>

	7月21日	7月29日
16	<p>【質問・回答票 NO.9 仕様書 1 ページ 1 基本的事項(2)③施設の規模について】</p> <p>診療所の基本的な問題に回答（NO 14）をいただきましたが</p> <p>1. 山中温泉ぬくもり診療所は、加賀市の行政財産では無いとの解釈に間違いございませんか？</p> <p>この問いに答えがありません。病院の普通財産を借りているところまでは、理解できますが、診療所が普通財産ですかの問いの答えになっていません。借りて市が開設したのは行政財産ではないのですか。行政財産と普通財産の境界はないのですか。</p> <p>改めて質問を変えてお尋ねします。</p> <p>1. 診療所は、地方交付税の対象外の物件ですか。</p> <p>2. 普通財産は地方交付税の対象になりますか。</p> <p>3. 交付税の対象であるならば、行政財産として申請していると思いますが、再確認をお願いします。</p> <p>指定管理の範囲が明確でないばかりに質問を重ねています。質問に回答をお願いします。</p>	<p>病院事業から使用貸借している範囲については行政財産となります。</p> <p>地方交付税については、市町村立診療所の数を1（山中温泉ぬくもり診療所の分）として国へ報告しています。この報告にあたって財産の種別は関係なく市町村立診療所の数をもって報告することになっています。</p> <p>指定管理の範囲については、NO.9 及び NO.14 で回答したとおり別紙2 及び温泉送湯ポンプ室（山中温泉西桂木町ト10番地1）です。</p>

Ⅲ. 収支状況(事業期間 H31. 4. 1~R2. 3. 31)

収 益

単位:千円

項 目	指定管理事業		自主事業		合 計	構 成 比
	診療所	構 成 比	児童発達支援 訪問看護 S	構 成 比		
事業収益	117,439	91.3	41,472	98.7	158,911	93.1
外来診療収益	105,558	82.1	3,246	7.7	108,804	63.8
保健予防活動収益	10,283	8.0	0	0.0	10,283	6.0
その他医業収益	1,085	0.8	0	0.0	1,085	0.6
児童社会福祉収益	0	0.0	36,298	86.4	36,298	21.3
居宅介護料収益	518	0.4	1,986	4.7	2,504	1.5
査定減等	-5	0.0	-58	-0.1	-63	0.0
事業外収益	11,154	8.7	556	1.3	11,710	6.9
交付金補助金等	7,699	6.0	0	0.0	7,699	4.5
貸倒引当戻入	2,502	1.9	556	1.3	3,058	1.8
その他	953	0.7	0	0.0	953	0.6
収 益 合 計	128,593	100.0	42,028	100.0	170,621	100.0

費 用

項 目	指定管理事業		自主事業		合 計	構 成 比
	診療所	構 成 比	児童発達支援 訪問看護 S	構 成 比		
事業費用	148,053	100.0	44,530	100.0	192,583	100.0
材料費	13,920	9.4	499	1.1	14,419	7.5
給与費	91,191	61.6	38,489	86.4	129,680	67.3
委託費	12,195	8.2	118	0.3	12,313	6.4
設備費	9,815	6.6	1,485	3.3	11,300	5.9
研修費	223	0.2	32	0.1	255	0.1
経費	20,709	14.0	3,907	8.8	24,616	12.8
水道光熱費	6,086	4.1	1,059	2.4	7,145	3.7
本部費	4,884	3.3	1,116	2.5	6,000	3.1
貸倒引当繰入	3,195	2.2	667	1.5	3,862	2.0
その他	6,544	4.4	1,065	2.4	7,609	4.0
事業外費用	2	0.0	0	0.0	2	0.0
費 用 合 計	148,055	100.0	44,530	100.0	192,585	100.0
当 期 利 益	-19,462		-2,502		-21,964	

H30年度末
未処分利益↓

当期未処分利益

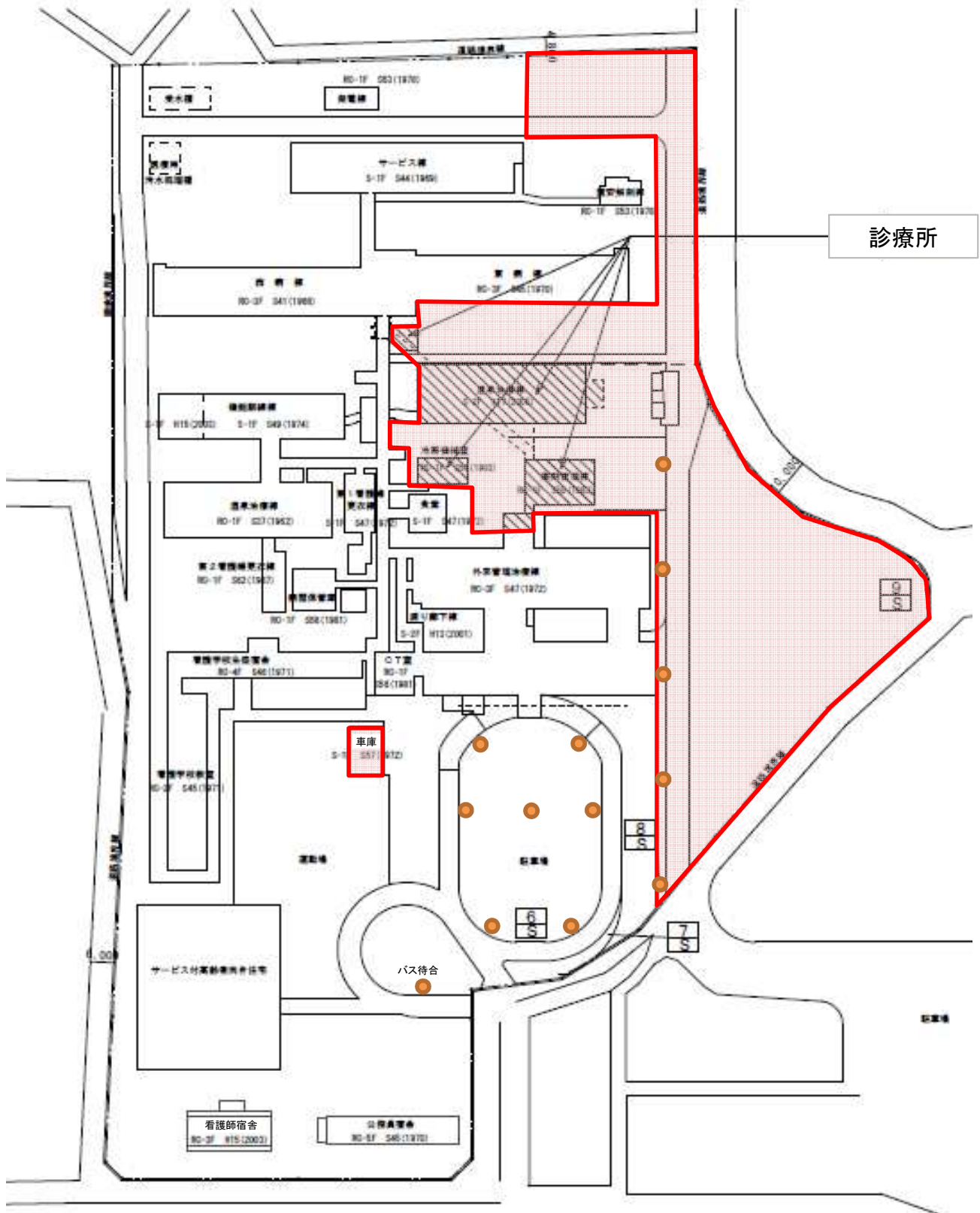
395,956

376,494

398,458

※決算書は、合計額で表示されている。

指定管理事業と独自事業は、明確に分離できるものもあるが、案分によらなければ算出できない項目も多くある。



● 街灯

1:1500